

訪問看護サービス重要事項説明書（医療保険）

2025年4月1日現在

1.事業所の概要

事業所名	社会福祉法人さくら会 南大井訪問看護ステーション
所在地	東京都品川区東大井4丁目9番1号
管理者氏名	大笹 勝典
電話番号	03-5495-7084（直通）
FAX番号	03-5495-7085
介護保険事業者番号	1367194657
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9：00～18：00 ※土曜、日曜、祝祭日、年末年始は休日の扱いになります

2.職員体制

(1) 従業者の職種、員数、職務の内容

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1名		1名
看護師	訪問看護計画・報告書作成、訪問看護の提供	2名	2名	4名
理学療法士	訪問看護報告書作成、	1名	2名	3名
作業療法士	訪問リハビリの提供			
事務職員	サービス利用の受付・事務全般	1名		1名

(2) サービスの提供を行う職員

- 管理責任者 （大笹）
看護師 （向、中村、岩崎、梅津）
理学療法士 （浅沼、伊藤、吉澤）

(3) 看護師・理学療法士等の交替

①利用者からの申し出による交替

選任された職員の交替を希望する場合には、当該職員が業務上不適切と認められる事情、その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して職員の交替を申し出ることができます。

但し、利用者から特定の職員を指定することはできません。

②事業者からの職員の交替

事業者の都合により職員を交替することがあります。職員を交替する場合は利用者及びその家族等にサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

但し、理学療法士・作業療法士については、非常勤務職員のため当日の突発的な事情により訪問できない状態が生じた場合、その当日の代行職員での対応はできませんのでご了承ください。

(4) 苦情対応

提供サービスに対する苦情の申し入れは、事業者、介護支援専門員、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、苦情を申し立てることができます。

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は迅速かつ誠実に対応します。

事業者は、利用者が申し立てた苦情を理由に不利益な取り扱いをすることはありません。

【苦情申立窓口】

① 南大井訪問看護ステーション 苦情受付/管理者：大笹 勝典 (土・日・祝祭日を除く) 電話番号03-5495-7084 午前9時～午後6時
② 区の担当 (土・日・祝祭日を除く) 品川区福祉部高齢者福祉課 電話番号03-5742-6728 午前9時～午後5時
③ 国民健康保険団体連合会 (土・日・祝祭日を除く) 電話番号03-6238-0177 午前9時～午後5時

3.医療保険対象者の利用負担となる項目は下記の通りです。なお、金額については別紙をご参照ください。

- (1) 特定医療（指定難病）対象者は一部負担、東京都医療助成対象者は自己負担はありません。
- (2) 難病等特定医療対象者以外の方の利用料は別紙の通りです。
- (3) 介護保険対象者の方で、特別訪問看護指示書期間（14日間限度）の利用料は別紙の通りです。

訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師または理学療法士が訪問看護サービスを提供した際に算定
訪問看護基本療養費Ⅱ	看護師または理学療法士が同一日に同一建物居住者に訪問看護サービスを提供した際に算定
訪問看護基本療養費Ⅲ	在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた場合に 訪問看護サービスを提供した際に算定
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師が同一建物居住者以外の利用者に対して、精神科訪問看護サービスを提供した際に算定
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	看護師が同一日に同一建物居住者に訪問看護サービスを提供した際に算定
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	在宅療養に向けて外泊をしている入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、精神科訪問看護サービスを提供した際に算定
訪問看護管理療養費	安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えている訪問看護ステーションが、 訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行うことで算定
長時間訪問看護加算	以下のいずれかに該当する利用者で、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合に算定 ①15歳未満の超重症児又は準超重症児 ②特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者 ③特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
夜間早朝訪問看護加算	利用者または家族の求めに応じて、夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)の時間帯に 指定訪問看護を提供した際に算定
深夜訪問看護加算	利用者または家族の求めに応じて、深夜(22時～6時)の時間帯に指定訪問看護を提供した際に算定
難病等複数回訪問加算	以下のいずれかに該当する利用者で、1日に2回又は3回訪問した際に算定 ①特掲診療料の施設基準等・別表第七、別表第八に掲げる者 ②特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者
複数名訪問看護加算	①末期の悪性腫瘍、神経難病等 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ⑤身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる
緊急訪問看護加算	利用者または家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に算定
乳幼児加算	6歳未満の利用者を対象として、訪問看護を実施することで算定
24時間対応体制加算	利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の 対応を行うことができる体制にあり、看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 に算定 ※利用及び算定には同意書が必要
在宅患者連携指導加算	在宅で療養を行っていて、かつ、通院が困難な利用者に対し、医療機関や薬局と情報を共有し、 それを基に療養上必要な指導を行った場合に算定
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、 適切な診療方針を立て、診療方針の変更についての情報共有を行った場合に算定

看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等が必要な利用者に対し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合に算定
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする(重症度等の高い)利用者に対して訪問看護サービスを提供した際に算定 <ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレの使用 留置カテーテルの使用
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護サービスを提供した際に算定(重症度の高い利用者を除く) <ul style="list-style-type: none"> 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱の設置 真皮を越える褥瘡 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定
退院支援指導加算	保健医療機関から退院するにあたり、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定
退院時共同指導加算	病院や老健などに入院(入所)中で、退院(退所)後に、医師やスタッフと連携して在宅生活での療養上必要な指導を行った場合に算定
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する場合
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションオンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上、訪問看護基本療養費または精神科訪問看護基本療養費を算定 ※利用及び算定には同意書が必要
訪問看護情報提供療養費	1.市町村・都道府県に提供 対象者：『特掲診察料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者』『特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者』『精神障害を有する者又はその家族等』『十五歳未満の小児』 2.学校等に提供 対象者：『十五歳未満の超重症児又は準超重症児』『十五歳未満の小児であって、特掲診察料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者』『十五歳未満の小児であって、特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者』 3.主治医に提供 対象者：介護老人保健施設、介護医療院に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する人
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	定期的に地方厚生局長等に報告しており、医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築し、対象となる医療従事者の賃金の改善を実施

4.キャンセル

利用者の都合によるキャンセルは、サービス利用日の前日(土日祝日および12月30日から1月3日にあたる日はその前日)営業時間内に事業所へご連絡ください。

当日のキャンセルについては、キャンセル料としてご請求いたしますので予めご了承ください。但し、利用者の体調の急変、入院などやむを得ない事由がある場合は不要です。

連絡先 TEL 03-5495-7084

南大井訪問看護ステーション 担当：大笹 勝典

時期	キャンセル料	備考
サービス利用の前日まで	無料	
サービス利用当日	1,500円	利用者の急変、急な入院等の場合は不要

5.利用料の支払方法

原則として銀行口座またはゆうちょ銀行からの引き落としとなります。預金口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき手続きをお願いいたします。

6.サービス利用時の注意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は、訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（電気・ガス・水道を含む）の費用は、利用者の負担となります。担当医への連絡やスタッフが事業所に連絡する場合、電話等を使用させていただくことがあります。

7.その他

(1) 看護師等の禁止行為

サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①利用者もしくはその家族から、金銭又は物品の授受
- ②利用者以外に対するサービスの提供
- ③飲酒及び喫煙
- ④利用者及びその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他、利用者及びその家族等に行う迷惑行為

(2) 留意事項

サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は金銭の管理、取り扱いは行いません。
- ②看護師等に対する贈り物や、飲食等のおもてなしはお断りいたします。

指定訪問看護サービスの提供に対し、契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

年 月 日

〈事業者〉	所在地	東京都品川区東大井4丁目9番1号
	事業所名	社会福祉法人さくら会 南大井訪問看護ステーション
〈説明者〉	代表者名	大笹 勝典 印

私は本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

〈利用者〉	住所	_____
	氏名	_____ 印

〈上記代理人〉（代理人を選定した場合）

住所	_____
氏名	_____ 印